



第143号

TAKINET

TAKINET NEWS

Call: 03-5625-3400

2026年

10月



セキュリティ対策評価制度の準備始めてますか？

SCS評価制度

※ SCS (Supply Chain Security) 評価制度 = サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度

サプライチェーンを構成する企業のセキュリティ対策状況を共通の基準で評価・可視化することで、委託元企業・委託先企業双方の負担を軽減しつつ、サプライチェーン全体のセキュリティ水準の底上げを図る仕組みとして本制度を位置付けます。

経産省HPより抜粋

制度の全体像と今後の予定が決まる

2026年3月27日 SCS評価制度の構築方針公開。

セキュリティ対策の段階を★3・★4（★5については今後検討）に区分し、★3の要求事項・評価基準を基礎として、★4ではより段階的に広い範囲や対策を含む要求事項・評価基準に基づき、自己評価（専門家の確認を経たもの）や第三者評価機関による評価を行います。
※要求事項・評価基準を満たす具体的な実装例などをまとめた評価ガイド等は2026年秋頃を目途に公表する予定です。

注意喚起！NGワードに注意

※ 本制度の評価基準を達成するにあたっては、特定のセキュリティ対策製品の導入が必須とされているものではありません。

2026年4月27日 SCS評価制度に係る不適切な勧誘にご注意！

※（SCS評価制度）を引き合いに、「評価を取得していないと商取引が規制される」「今すぐ評価を取得しないと入札から除外される」といった営業活動による、製品・サービスの勧誘が報告されています。
任意の制度（SCS評価制度）であって、上記のような営業活動は、本制度の趣旨・目的とは異なるものです。

2026年5月20日 SCS評価制度の特設サイトを公開。



SCS評価制度特設サイト（経済産業省）

<SCS評価制度特設サイトより抜粋>

経済産業省の示す本方針に従い制度を構築し、同省の監督のもと制度を運営するスキームオーナーは、同省が所管官庁である独立行政法人情報処理推進機構（IPA）としています。

<https://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/scs.html>

IPA制度説明WEBサイト



<https://www.ipa.go.jp/security/scs/>

参照元HP 詳細は経済産業省HPにてご確認ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260327001/20260327001-gr.pdf>

(SCS 評価制度) に関するよくある質問 (Q&A,FAQ)

※ SCS (Supply Chain Security) 評価制度＝サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度



Q SCS 評価制度の具体的な開始時期はいつですか？

A 現時点では、SCS 評価制度の開始時期（申請の受付開始時期）は令和8年度末頃（1月～3月頃）を予定しています。

Q ★3 や★4 の取得は必須ですか？ それとも任意ですか？

A 事業者間で委託元から委託先に対して求めるセキュリティ水準を分かりやすく提示し、サプライチェーン全体のセキュリティ水準を高めることを目的とした**任意の制度**です。

Q 各★の取得情報（取得企業）は公開されるのでしょうか？

A ★3 や★4 を取得した企業については、制度オーナーである独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のWEBサイトで公開することを予定しています。詳細は令和8年度の制度具体化後にIPAから公表する予定です。

Q&A

Q ISMS と SCS 評価制度は何が違うのですか？

A SCS 評価制度の★3 及び★4 は、代表的な脅威を参考に、効果の高い管理策を抽出するベースラインアプローチを採用しています。ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）とは相互補完的な制度と位置づけています。

Q SCS 評価制度は、どのような業種や企業規模に適用されるのですか？

A 業種や事業規模を問わず、幅広い事業者が対象となり得ます。サプライチェーンを構成する企業等を対象としていますが、取引先からの要請が無くても、各企業が自らのサイバーセキュリティ対策状況を可視化するために、マーク（★）を自主的に取得することも考えられます。

Q ★の取得は公共事業の入札要件になりますか？

A 政府機関等や重要インフラ事業者等における調達等での活用は、今後検討してまいります。

Q ★取得しないと委託契約を打ち切られると聞きました。本当ですか？

A 本制度は、2社間の取引契約等において、発注企業が、受注側に適切な段階（★）を提示し、示された対策の実施を促すとともに、実施状況を確認することを想定しています。したがって、**★取得をどのような要件として契約上扱うかは、契約当事者同士で円満に合意されるべきものであり、独占禁止法上及び取適法上適切に本制度を活用することが求められます。**